



さいたま市介護支援専門員協会  
ロゴマーク



## 会長挨拶

# PARALLEL DIVERSITY

宮本 好彦 (三恵苑在宅介護支援センター)

今年度の会長職を就任いたしました。会員の皆さん同様、関係各所の方々には引き続き協会活動へのご協力とご指導をよろしくお願い申し上げます。

私たちが介護支援専門員の専門性を、制度開始の頃から考えてみました。措置から保険移行に際し各種手続き代行・請求事務といった社会福祉事務所の役割を代わって行いつつ、自宅で介護が必要な人が困らないようサービス調整してきた、いわばケースワーカーが当初のケアマネジャー。介護職や相談員をしていた人たちが主に駆り出され頑張りまし

た。私も奮闘しつつ、高齢介護課・支援課・保健師・金融機関・近隣の方と共に関わって対応するような事例などあり、その経験はチームケア実践のために大きく自分を成長させてくれましたしその後のモチベーションにも繋がっています。ですが今思えばそれもケースワークに過ぎなかつたように思えます。

その後保険給付の厳格化、介護予防への注力、そして医療連携と共に地域でのチームケアの要を求められる昨今と、専門性はどこをどう磨いていけばよいのでしょうか。言えることは「これまで変遷しな

Vol,50

2018年夏号

が求められてきた役割はどれも備わっていないと先には進めない」ということです。そして、現社会保障制度上における役割は、今は介護支援専門員と呼ばれている。私たちの柔軟性にかかっているように思います。

当協会では居宅サービス計画作成

## さいたま市介護支援専門員協会

### 「平成30年度 通常総会」

開催日時 平成30年5月19日(土) 13時45分～14時50分  
開催場所 さいたま共済会館 601号室(第1ホール)

5月19日(土)さいたま市共済会館において「平成30年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。

現在の会員総数は、262名、今年度の通常総会は、出席者と委任状を含め170名で、会則第20条第1項の会員過半数の同意を満たしており、総会は成立した。

来賓には、さいたま市保健福祉局長 清水恒男様をはじめ、行政からも多数のご出席をいただき、また関係諸団体より、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 新井優

のための技術研鑽を主にしながらも、接遇マナー研修や各界著名人による講話、ポイントレ研修など多岐にわたる研修活動を行ってまいりました。社会保障制度の一翼を担う中で、今のところ専門性よりも柔軟性が肝要だったとしたら当協会活動は正にそれに応えてきたものと自負できま

す。居宅介護支援費の自己負担化が議論されていますが、それは我々の専門性が評価、試されることにはなりません。つまりそこに私は関心を持ちませんが、自己負担化できる程度専門性が確立できているのかどうか制度こそが問われているのではないのでしょうか。

ともあれ、医療機関も含めてチームを調整し地域をつなぐ職種者として(当協会ロゴマークにあるように)元気に奔走し、他の専門職ができない柔軟性こそが稀有な。今は介護支援専門員と呼ばれている。私たちの将来は楽しみではありませんか！

様にもご出席をいただきました。

来賓を代表して、清水恒男様よりご祝辞をいただき、清水さいたま市長からのメッセージを代読された。

「日頃よりさいたま市介護支援専門員協会の皆様には、高齢者福祉の推進並びに介護保険事業の適正な運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本市の人口は5月1日時点129万人、高齢化率は22.7%。

高齢者人口の増加は今後も続くと見込まれ、超高齢社会を見据え、高齢者の住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステムのより一層の推進。

一人一人が生涯現役として地域の中で引き続き活躍できる環境を整え、活気あふれる社会の実現を目指していきます。

貴会におかれましては、会員の専門的知識の向上、ネットワーク作りとして研修会、喫緊の課題に取り組むなどの活動等、市として大変心強く思っています。引き続き利用者のサービス向上にご尽力いただき、市

や他の事業者との連携、協力をより一層すすめていただき、さいたま市の介護、高齢者福祉のさらなる発展にご協力をお願い申し上げます」と述べられた。



議事の進行は、三恵苑在宅介護支援センター 宮本好彦氏が議長となり、以下の4議案について審議を行った。

議案第1号 平成29年度事業報告・活動報告・収支決算

議案第2号 会則 新旧対照表

議案第3号 平成30年度役員選出

議案第4号 平成30年度事業計画・収支予算

上程された4議案は、滞りなく承認可決された。会長には、宮本好彦氏が前年度に引き続き選任され、今年度は事業計画等の編成を行った。

さいたま市介護支援専門員協会

「ロゴマーク」(広報誌表紙に掲載)

は、さいたま市各区の十色を使用し、「人が支え合い、皆で力を合わせ色とりどりの花を咲かせよう」「ネットワークの和」の意味を込めている。思いを確かめ合い平成30年度の幕が開けた。

## 平成30年度 第1回全体研修会

「〜楽しい時も、苦しい時も、悲しい時も〜いつだってブラザートム！」  
講師 ブラザートム氏

開催日時 平成30年5月19日(土) 15時00分〜16時45分  
開催場所 さいたま共済会館 第一ホール

本年度第1回目の全体研修会は、ミュージシャン・タレント・俳優・絵本作家・ラジオパーソナリティとして多彩にテレビ・映画・ラジオでご活躍中のおなじみのブラザートム氏をお招きし、「〜楽しい時も、苦しい時も、悲しい時も〜いつだってブラザートム！」をテーマにご講演いただいた。

ブラザートム氏は、トレードマーク的な山高帽とサングラス、アロハシャツとオーバールという出で立ちでウクレレを片手に登場。若い頃から音楽が好きで、当時は、楽器を扱う仕事に就きたくて、北浦和のタニタ楽器でピアノの調律師をしていた。調律師仲間とバンドを組んで、アマチュアコンテストで優勝したことがあり、デビューを目指す話をしたら、バンドメンバーが「いつまでも夢なんてみてんじゃねーよ。おまえが1人で世に出られたら、一緒にバンドをやってやる」と

バンドを辞めていった。バンドデビューしたくて、友達とお笑いのタニ誕生のオーディションに出る予定だったが、当日に相方が辞めると言い出し、土壇場で1人コントという形を即興で出たら受かってしまった。お笑いも嫌いじゃなかったので続けていた。

演芸場や寄席に出演するようになった頃、「何かが違うぞ」。熊谷市籠原の実家で母親から「どこのバカだか知らないけど、人に笑われて生きてくことを選んだバカがいるよ」と自分が載っている新聞を投げつけられた。自分はお笑いも好き。でも芸人じゃなく、エンターテイメントになりたかったと気づき、お笑いを辞めた。

昔のバンド仲間音楽をやるとうと声を掛けたが、みんな



嬉しかった。売れなかった頃、新宿のライブハウスに見に来てくれた母に「これ（音楽）でお前は一生生きていく」と認められた時は本当に嬉しかった。

父はハワイ・オアフ島の出身で、群馬の基地に配属になり、母は父がいつか帰ってくるかもしれないと埼玉で私を一人で育て続けた。父に会ったことはない。でも年を重ねていくほどに自分の中の父の血が強くなった。有名なハワイアンソング、アロハオエをウクレレ弾き語りで素敵な歌声を聞かせてくれた。

「フィリピンの友が言うんですよ。日本人って変わってるよな。最終的に親を人にまかせちゃうんだな。どんなに貧しくても自分の親は自分で面倒を見る。それがフィリピンという国で、自分たちの生きてく価値。その友はダンサーとして日本に来て、地方を渡りながら働き、収入のほとんどを親に送っていた。自分の母は30年前、50代後半で亡くなった。その時役所に行って母が積み立てた年金はどうなってるんだ？と聞いた。今の高齢者が生きていくために大切に使用してもらっていません」と説明されたが納得できなくて、じゃあ老人2人程僕に預けてくれま

せんか？面倒みますから、自分の親のように：年金を辞めさせてくれとケンカ腰になってしまった。」

「みなさんにお願ひがあります。近所の老人施設から童謡が聞こえてくる。あなたはどんな曲が若い頃好きでしたか？と聞いてあげて欲しい。レイチャールズやジェームス・ブラウンは生きていたら80代後半、ポール・マッカートニーやタモリさんは70代。戦後の日本が明るくなった頃、ダンスホールでジルバやマンボをジャズやソウルを聞いて踊っていた人が多かった時代の方々なんです。手拍子は裏拍で叩く人も多いです。童謡は表拍：切ない想いをしていの方も多いと思う。先日街歩き番組の仕事と一緒にしたタレントが道行く高齢者に「おかあさん！」と話し掛けていた。おまえのお母さんじゃないだろ？お姉さんと呼べと彼に言いました。近所の公園を散歩している介護スタッフも「おじいちゃん、こっち座って」と。おばあちゃんと呼ぶのは、歳を取った女の人間さんと呼んでいるのと同じ。50年以上も名前と呼ばれているのに。70代の近所のご夫妻を下の名前で呼ぶと恥ずかしそうに「イヤリング買ったのよ」とか「飲みに行くか」と生き生き話してくれる。皆さんにお願ひ

します。高齢者に対して、名前で呼ぶこと、敬語を使うこと、好きな音楽を聞かせること…。音楽は若かった頃のおい景色を連れてきます。私にソウルを教えてください。70代の友人はソウルを聞くと泣くんです。その次のリクエスト曲は今聞いていた曲が入っていたアルバムの中の曲。友人の家族はまだらに現実がわかる時とわからない時があるとありますが、昔のことは覚えていて、涙を流す。彼が言いました。「毎日今日は何日？と聞かれると嫌になるよ。今日は昨日の次の日だろ。お薬です、あーんしてと言われるのが一番嫌だね。で、今日何曜日だっけ？あなたたちがしていることは次の世代の人もあなたたちに同じことをすると思います」

仕事柄、世界中いろいろな所に行き、世界各地の高齢者や文化に触れた。「アフリカ大陸の真ん中あたりのセネガルという町の奥のバサリ族の集落に行った。電気も無い所で一夫多妻制で大家族で暮らしている村。日本人が入ったのは初めてで4種類の国の言葉を通訳しないと話が伝わらない所。長老がTシャツの首のところだけ残った状態で他はボロボロ。若者が、かっこいいだろ。あそこま

で1つの服を着ただげ」と自慢していた。子供にお菓子を上げると年上が取り上げ、またその子の年上が取り上げ、最後には長老がそのお菓子を食べていた。

誰かが、雨が降るぞ。そんな気配何も感じなかったが一時間後に降ってきた。集落の廻りを囲っている木の柵が開いた。30分後に息子が帰ってきた。時計も灯りもない集落で、どうして雨が降ることを、息子が帰ってくるのがわかったのかを聞くと「文明なんてつまらないものだ。山の上の葉が雨に当たっている音が聞こえたる？山の下から裸足で上がってくる足音が聞こえたる？」私には真つ暗で山さえも見えない。「文明の栄えた日本ってどういう国なんだ。どこでも話せる電話を持っていても愛する息子の足音は聞こえないのか」真つ暗な中で輪になって「農業を知っていたら子供たちにも何でも食べさせられたろう：でも術を持っていない。このまま今の生活が続くんだらう」という歌詞の民謡を歌いながらみんなで踊っていた。

湾岸戦争が始まった日にニューヨークにいた。碁盤の目のような街を歩いていたら遠くからチラチラ

## 桜区ケアマネサロン

### 「医療保険・診療報酬について意見交換会」

開催日時 平成30年5月15日(水) 15時30分～17時00分  
開催場所 プラザウエスト4階 第4セミナールーム 参加者 21名

と光が見え、声が聞こえる。そのうち「We Shall Overcome」の合唱が聞こえ、ろうそくを持った何万人の人が行進してきた。行進で渡れない車列の先頭にはパトカーが並んでおり、列が通り過ぎる時に車から降りた警官がクラクションを鳴らす。一台ずつクラクションが続き、合唱とクラクションのフォンがこだましていた。自分達の戦争反対のために：自分達が作った文化で自分達が殺されるながら、自分達の国を守っている。そのフォンはニューヨークという街が作った文化に対する自分達の悲しみの表現なのかもしれない。私も日本にいながら徴兵に行つたので戦争の怖さはわかります。

フィリピンの友が言った、「日本って便利な国だね。自分の愛している家族を人に任せられるんだ。俺なら人の家族でさえもらおうぞ」と。皆さん、本当にお疲れ様です。これからもうよろしく願います」とという言葉で講演は終わった。

ハーフであり、海外での体験も多いブラザートム氏の今の日本における悲しさや風刺的な感じ方がとても勉強になった。深く領けるところ胸が痛いところ様々な思いが沸き起こった。各々の国や人の文化・価値観を大事に、高齢者を敬うという想いの深さに頭が下がった。

今回は、にしうらわ内科・脳神経内科クリニック 事務長 村田氏、夢眠(むうみん)クリニックまぢや事務 中司氏をお迎えし、診療報酬の基本的な仕組みや負担額・それに対する負担軽減(減免)制度について意見交換を行った。

村田氏より「診療報酬の基本的な仕組み」について、「基本診療料」の説明から始まり、「初診料・再診料」外来診療料早見表」を活用し、「初診で鼻水・頭痛・37度の熱」「一週間、咳も続いて：」「胸が苦しい」「食事が摂れなくなった」と症状を追加しながら、どのくらいの医療費がかかるかを確認した。また診断書の作成料金は自費診療になっており、各病院・診療所で異なっており、診療報酬にのつとつた場合いくら位になるのかを「さいたま市介護保険サービス情報提供パス」で試算した。

「さいたま市介護保険サービス情報提供パス」

初診料(病名・現病歴及び特記・内服薬情報・身長・体重・血圧・脈拍)：282点  
胸部レントゲン：210点

末梢血液一般・生化学的検査・糖尿病検査(糖尿病患者のみ)、肝炎検査：557点  
肝炎検査：199点  
合計：1248点

※点数はあくまでも診療報酬の点数で概算です。これに診断書の作成料が足されることとなります

次に中司氏より、「往診・訪問診療について」、具合が悪くなった時に患者の求めに応じて医師が自宅に伺う「往診」・通院が難しい患者宅に医師の計画的な医学管理のもと、診療を行う「訪問診療」の違いや訪問診療の対象者、自宅で可能な医療処置や管理、往診料等について説明をいただいた。

〔自宅にて可能な医療処置・管理とは〕

褥瘡処置、留置カテーテル処置、経管栄養管理(チューブ交換・管理)、各種薬剤点滴・中心静脈栄養管理、在宅酸素、気管切開の管理、その他病気の継続的加療、ターミナル期の緩和ケア、在宅看取り

スターコミュニケーション有有限会社 スター訪問看護ステーション 代表取

締役 片倉氏より、「訪問看護の医療保険適用像」を介護保険・医療保険適用チャートを活用しながら、医療保険のみの場合や介護保険・医療保険が適用される場合の訪問看護について話された。

後半はグループディスカッションを行い、診療報酬・訪問看護の疑問点や医療機関と関わってトラブルになったケースを共有し、各医療機関から対応方法を聞くことができた。今回のサロンは、介護保険だけでなく、医療保険・診療報酬について学ぶことができ、大変有意義なサロン会となった。



## 平成30年度 さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

「社会的使命と自己研鑽を協会活動を通じて意識を高め合うことを目標として実施していく。」

	主な事業	内 容	実施予定	
1	通常総会	平成29年度事業報告及び収支決算 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)	5月19日	
2	会議 執行部会	会務の執行の統括・その他の決定に関すること	随時	
		研修・ネットワーク推進委員会 全体研修・地区活動(研修)・施設活動(研修)の統括 日程、会場、講師等の調整に関すること	6月 8月 10月 12月	
		広報委員会 協会活動(研修)等を把握し、協会の普及・PR活動に関すること ホームページ管理更新・広報誌の発行(年4回予定)	発行予定月 6月 " 9月 " 12月 " 3月	
		事務局 協会会員管理・事務管理・その他に関すること	随時	
		役員会 総会施行・本会の運営に関する事項について	6月 8月 10月 12月	
	各区居宅ケアマネ幹事会	区内活動(研修)の企画・調整を行い区内会員への連絡に関すること	随時	
		施設ケアマネ幹事会 施設活動(研修)の企画・調整を行い会員への連絡に関すること	6月 8月 1月	
	その他	さいたま市「介護の日フォーラム」企画会議 さいたま市社会福祉協議会 さいたま市内研修実施機関連絡会 大宮医師会 大宮包括ケアネット会議 浦和医師会 浦和地区在宅医療・介護連携推進会議 さいたま市地域包括支援センター運営協議会 さいたま市(各区)地域包括支援センター連絡会 さいたま市(各区)地域包括支援センター地域支援会議 さいたま市社会福祉審議会 ・高齢者福祉専門分科会 ・さいたま市高齢者福祉計画等検討協議会作業部会 介護予防ケアマネジメント検討部会	随時	
	3	研修 全体研修 (順不動)	「基調講演」…演題「～楽しい時も、苦しい時も、悲しい時も～(講師 プラザートム氏) いつだってプラザートム！」	5月19日
			介護報酬改定とケアプラン」学習 (講師 調整中)	7月
「事例検討会」グループワークでケアプランの考え方 (講師 調整中)			9月	
「居宅・施設ケアマネ合同研修」 (講師 調整中)			11月	
在宅医療における看取りケア」 (講師 調整中)			1月	
各区居宅ケアマネ幹事会活動・研修	各区居宅ケアマネサロン活動(研修)	随時		
施設ケアマネ活動 ・研修	施設ケアマネ活動 検討中	7月		
	施設ケアマネ研修 検討中 施設ケアマネ研修「講義」 (講師 峯尾 武巳氏)	9月 2月		
協賛研修	さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 その他団体	随時		
4	その他の事業	さいたま市「介護の日フォーラム」への参加 各医師会等 医療機関との会議 その他、必要と判断した場合	11月9日 随時	

# さいたま市介護支援専門員協会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

### (目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることに より、介護支援業務の円滑な推進に資することを 目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、 次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

## 第2章 会員

### (会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであって第2条の目的に賛同する者とする。

(1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護

支援専門員実務研修受講試験合格者であつて、実務研修を終了している者。又は入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。

(2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであって第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

(1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人

(2) 学識経験者

(3) その他本会が入会を認めた者。

### (入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

### (会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）

入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

### (退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

2 会員等が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかつたとき。

### (除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。但し、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあつた場合

### (抛出品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他抛出品は返還しない。

## 第3章 組織

### (役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長

1人

(2) 副会長

2人

(3) 事務局長

1人

(4) 研修・ネットワーク推進委員長

1人

(5) 広報委員長

1人

(6) 各区居宅ケアマネ幹事会

各区3人

(代表幹事、副幹事、広報委員)

(7) 施設ケアマネ幹事会

3人

(代表幹事、副幹事、広報委員)

2 本会の役員は、総会において会員（賛助会員を含む）の中から選出された者とする。

3 会長は役員会にて選出され、総会で承認する。

4 副会長、事務局長、事務局次長、研修ネットワーク推進委員長、広報委員長、各委員会副委員

長並びに委員、各区居宅ケアマネ幹事会役員並びに施設ケアマネ幹事会役員を会長が指名し、総会承認する。

5 監事は2人とし、総会において役員以外から選出する。

#### (職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時、会長に事故がある時、会長が欠けた時は、その職務の代行を行う。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。

3 事務局長は、本会の運営業務を遂行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(5)については、執行部を組織して、運営の中核となる。

5 研修ネットワーク推進委員長は、研修ネットワーク推進副委員長並びに、第10条1項の(1)から(4)並びに、会長より指名された居宅各区並びに施設代表者と研修ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整を行う。又、各区より研修会の希望があった場合、研修ネットワーク推進委員会と協議の上、研修計画の調整及び把握に努める。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。又、各区居宅並びに施設広報委員からの各区居宅並びに施設の活動状況を把握し、広報誌の発行、協会の普及・PR活動に努める。

7 各区居宅ケアマネ幹事会並びに施設ケアマネ幹事会(以下区内並びに施設という)の代表幹事は、副幹事と連携し活動の中心となる。又、会長

より氏名された代表者は、研修ネットワーク推進委員として委員会に参加し、連携に努める。区内並びに施設での活動を行う際は、活動計画の企画や調整を行い、区内並びに施設の会員へ連絡を行う。但し、区内並びに施設の会員の規模や代表幹事、副幹事のみで円滑な活動が困難な場合は、代表幹事の判断で区内並びに施設活動に協力できる会員を指名し、協力を得ることとする。

8 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

#### (任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し後任役員

の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員が、転居や退職等のやむを得ない事情により役員を辞任した場合は、前任者の残任期間に限り、欠員となった役員を前任者又は代表幹事の推薦を経て、会長が任命できるものとする。

#### (解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられ  
ないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### (補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

#### (事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市北区日進町2丁目1864・10 JS日進 さいたま市福祉協議会内に置く。

#### (顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

## 第4章 会議

#### (種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

#### (権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関する  
こと

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

#### (招集及び開催)

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し

て文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員が必要と認めるとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

5 役員会は、必要なとき随時開催する。

#### (客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員それぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

## 第5章 会計

### (経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

### (会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

## 第6章 個人情報保護に対する取扱い

### (個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下に

あげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

## 第7章 会則の変更及び委任

### (会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

### (委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

### 附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員  
の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

### 附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

### 附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

### 附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

### 附則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

### 附則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

### 附則

1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平成23年4月1日から適用とする。

### 附則

1 この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用とする。

### 附則

1 この会則は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用とする。

### 附則

1 この会則は、平成30年5月19日から施行し、平成30年4月1日から適用とする。

## ちょっと coffee break

### 会員A

テレビで、人は足から死んで行くと言っていた。  
日頃、車通勤、車移動の私は危機を感じずには  
いられない。

ある日の新聞に、スイーツマラソンなるものが  
隣の市で行われる記事を発見した。これだ！とす  
ぐさま申し込んだ。

給水所にスイーツも置いてあり、なんと食べ放  
題らしい。しかし、歩くことさえしない私が、10  
キロ走るの大丈夫だろうか？と不安が頭をよぎ  
る。

でもまあ、なんとかなるさ！と楽観的思考で迎  
えた当日。私は自分の愚かさを思い知る。スター  
トから3キロの時点でもう苦しいし、足が前に進  
まない。私くらいのおばさんやデブちゃん、くま  
モンの着ぐるみの人の背中も、どんどん遠ざかっ

ていく

もうダメだ。

しかし、こんな私に沿道の人達が声援を送って  
くれる。「頑張れ、もう少しで給スイーツだよ！」

スイーツをへろへろになりながらほおばり、ま  
たヨレヨレになりながら走る。沿道の人達が、最  
後まで声援を送り続けてくれたおかげでなんとか  
ゴール！やりきった。振り返ればスイーツも美味  
しかったし、人の温かさを知った。そしてこの達  
成感が気持ちいい。これで運動習慣が身につけば  
老後はひとまず安泰。やっばスイーツマラソン最  
高！

しかし、私についたのは運動習慣ではなくス  
イーツを食べる習慣だけなのでした。

## あ と が き

平成30年度初回の広報誌は「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。  
また、広報誌の「ちょっと coffee break」コーナーですが、今年度も引き続き掲載していきま  
すので、あなたの番がきたらよろしくお願いします。

厳しい暑さが続いています。くれぐれも熱中症にならないようご自愛下さい。

## 事 務 局

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1864-10

JS日進 さいたま市社会福祉協議会内 さいたま市介護支援専門員協会

(連絡先) 社協 地域支援課 TEL 048-834-3133 FAX 048-835-1222

社協 浦和区事務所 TEL 048-834-3131 FAX 048-833-3199

## ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会

検索